

第 1 回
札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会

議 事 錄

日 時：2025年12月4日（木）午前10時開会
場 所：TKPガーデンシティ札幌駅前 ホール3D

1. 開　会

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 定刻となりましたので、ただいまより第1回札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、また、悪天候の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本検討会の事務局を務めます札幌市環境局事業廃棄物課長の藤本と申します。よろしくお願ひいたします。

2. 札幌市環境局長より挨拶

○事務局（藤本事業廃棄物課長） まず、検討会の開催に当たりまして、札幌市環境局長の梅田からご挨拶をさせていただきます。

○梅田環境局長 皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介のありました札幌市環境局長の梅田と申します。

札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、委員の就任にご快諾をいただき、また、本日は、年末のお忙しい中、ご出席をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

さて、札幌市では、ポイ捨て等防止条例を平成16年に制定し、美しいまちづくり、安全で快適な生活環境、さらには観光都市札幌にふさわしい環境の確保に向けた取組を推進してまいりました。

このポイ捨て等防止条例によって、都心部のポイ捨てや路上喫煙の削減に一定の効果があつたところですが、条例制定から20年が経過し、その間、受動喫煙防止対策、あるいはインバウンドをはじめとする観光客の増加により、喫煙者、非喫煙者をめぐる状況が変化をしてきています。

そこで、都心部の環境の整備をしていく一環として、新たな喫煙対策の検討について始めていいるところでございます。

委員の皆様におかれましては、札幌市の喫煙対策の現状や課題を踏まえて、様々な方が訪れる観光都市札幌にふさわしい、そして、たばこを吸う人も、吸わない人も快適な環境をつくっていくための忌憚のないご意見をいただければと思います。

簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 委員紹介・挨拶

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 続きまして、委員の紹介に移りたいと思います。

本日は、委員8名のうち、1名が悪天候のため遅参となっておりますけれども、全員がご出席の予定となっております。

今回は、1回目の会議となるので、議事に入る前に委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思っております。

大椋委員から順に、お名前とご所属とともに、一言、ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○大椋委員 札幌商工会議所の大椋と申します。

経済団体の立場からご意見を述べさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○金澤委員 札幌商工会議所青年部の会長をさせていただいている金澤と申します。

今回、若手の意見と産業部の意見を代表できればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○國枝委員 札幌医師会で地域保健部長をしている國枝です。

仕事の中の一つで、特に健康について担当しております。

よろしくお願ひします。

○古元委員 北海道大学の古元と申します。

皆様と意見をしっかり交わしながら取り組んでまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○土田委員 札幌観光協会の土田でございます。

私は、観光の面ということで、皆さんご存じのとおり、雪まつり、その他イベント等で大通公園を多数利用させていただいておりまして、その観点からご意見等があれば申し上げたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○戸澤委員 本府地区女性部の戸澤裕美と申します。

本府という地区を聞き慣れない方もいらっしゃると思うのですけれども、大通から南側の南1条から南3条ぐらいまで、また西1丁目から西8丁目ぐらいまでを本府地区と言いまして、そちらの女性部長をさせていただいております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○錦戸委員 中央地区町内会連合会女性部長の錦戸と申します。

私は、本府さんのお隣の中央地区ということで、札幌駅から大通、西1丁目から西11丁目辺りのマンション、ホテル、テナントビル等の連合町内会の女性部の代表として、先日、皆さんのご意見を聞いてまとめてまいりましたので、それもご参考にお話しさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

○事務局（沼田清掃事業担当部長） 札幌市環境局で清掃事業担当部長をしている沼田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（石田特定廃棄物係長） 札幌市環境局事業廃棄物課の特定廃棄物係長を担任している石田と申します。よろしくお願ひいたします。

◎事務局連絡事項

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

会議の次第に続きまして、資料1の委員名簿、資料2の座席表、資料3は札幌市都心部の喫煙対策についてです。

以上になりますけれども、不足がありましたらお知らせください。

続きまして、本日の会議についてです。

この会議は、報道の方にたくさんお越しいただいていますけれども、公開で開催する形を取っております。また、議事録につきましても、後日、ホームページで資料と一緒に公開させていただきますので、ご承知おきください。

遅参しておりました椎野委員が到着されましたので、到着早々で申し訳ありませんけれども、一言、自己紹介をいただいてもよろしいでしょうか。

○椎野委員 札幌市立大学の椎野と申します。遅くなって申し訳ございません。

公園や緑地の計画、設計を専門にしておりまして、今回はそういう視点から少しお役に立てることがあればと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 続きまして、この検討会の位置づけについてご説明させていただきます。

この検討会は、札幌市が今後の政策を決定するに当たり、様々な立場の方からご意見をいたくための会議となっております。ここで何かを決定するというものではなく、意見をいただいた上で、その後、札幌市が具体的にどういう取組をしていくかを決定する会議となっておりますので、その点についてもご留意をいただければと思います。

4. 議 事

○事務局（藤本事業廃棄物課長） それでは、早速、議事に移ります。

まず、座長の選出を行います。

事務局としましては、厚生労働省の課長を歴任されており、本市の健康づくり推進協議会の座長も務められている北海道大学医学研究院教授の古元委員にお願いできればと考えておりますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(藤本事業廃棄物課長) 古元委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○古元委員 承知しました。

○事務局(藤本事業廃棄物課長) それでは、古元委員に座長を引き受けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、古元委員は、座長席へ移動をお願いいたします。

[座長が所定の席に着く]

○事務局(藤本事業廃棄物課長) それでは、改めまして、古元座長から、一言、ご挨拶をいただければと思います。

○古元座長 改めまして、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

札幌市都心部の喫煙対策に関する検討ということで、市民の皆様にも大変重要なテーマであると思っております。しっかりと対応してまいりたいと思います。

また、委員の皆様におかれましても、各お立場からぜひ活発なご発言、ご議論をいただければと思っております。

以上、ご挨拶とさせていただきます。

○事務局(藤本事業廃棄物課長) 古元座長、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、古元座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○古元座長 それでは、早速、お手元の資料の次第に従って進めてまいります。

議事の2番、今後の都心部の喫煙対策について、まず、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(石田特定廃棄物係長) 事務局より、資料3の札幌市都心部の喫煙対策について説明させていただきます。

1ページ目ですが、札幌市ポイ捨て等防止条例の概要ということで、過料、周知啓発などについてご説明させていただきます。

まず、1のポイ捨て等防止条例ですが、美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境、さらには観光都市札幌にふさわしい環境を確保するため、平成16年に制定した条例です。

条例の概要ですが、ここでは過料の対象とルールを中心にご説明させていただきます。

一つ目のルールに違反した場合の罰則として、現在は過料1,000円を規定しております。具体的には、後ほど下の表でご説明をさせていただきます。

過料を徴収する目的としましては、社会的ルールとして定着を図る、違反者への反省を促す心理的抑止効果があります。これは、決して罰則として過料を徴収することそのものが目的ではなく、あくまでもルールの定着を目的として設定したものとご理解いただければと思います。

具体的な過料対象となる行為ですが、主なところは、ポイ捨ての禁止、路上喫煙の禁止という二つです。

まず、ポイ捨て禁止の対象となる区域ですが、路上喫煙の禁止区域とは異なっております。ポイ捨ての禁止区域は市内全域です。これは、公共の場所、民間の場所、民地のビルなどの敷地内を問わず、市内全域になります。

禁止の対象となる行為は、たばこの吸い殻や空き缶等をみだりに捨てること、この空き缶等の中に、空き缶、空き瓶、ペットボトル、その他の容器、包装紙、チューインガムのかみかす、紙くずなどがあります。

続きまして、その右隣の路上喫煙の禁止ですが、こちらは対象区域がポイ捨てと異なっております。後ほど具体的なところをご説明差し上げますが、喫煙制限区域を指定しております。その区域の中の公共の場所が対象区域となります。具体的には、歩道などの道路、そして、公園、現時点では大通公園が該当しております。

禁止される行為は、歩いているときや吸い殻入れがそばに設置されていないところでの喫煙

です。この喫煙自体は、下に注釈がございますが、たばこを吸うこと、火のついたたばこを持つことと規定しております。なお、昨今よく見られる加熱式たばこにつきましては、後ほど規制の理由として出てくるのですが、外側が熱くなく、やけどのおそれがないとして、現時点では規制の対象外としております。ただし、加熱式たばこのカートリッジの部分をポイ捨てした場合につきましては、左隣のポイ捨ての禁止に該当しますので、過料処分の対象となるという位置づけになっております。

路上喫煙の禁止の現時点の理由、位置づけとしましては、まず、路上喫煙そのものがたばこの吸い殻の投げ捨てにつながる可能性がある、そして、他人の身体を害する、「(=やけど)」と書いておりますが、やけどのおそれがあるということを理由として規制をかけている現状にございます。

右隣に進みまして、3の主な周知啓発ですが、ここは簡便にご説明させていただきたいと思います。

(1) 散乱等防止指導員です。

右隣に写真がございますが、札幌市の指導員が2名、そして、委託による警備員が1名の3名1班による体制で、喫煙制限区域を中心に年末年始を除く毎日、巡回を行っております。こちらは、喫煙制限区域が中心ですが、区域の外に行くこともございまして、喫煙をしている方をはじめ、歩行者の皆さんにルール周知などの声かけも含めて実施しています。また、先ほどの違反行為を現認した場合には過料を徴収するという業務を行っております。

(2) 喫煙制限区域路面ステッカー、地上機器広告です。

これは写真をご覧いただいたほうが分かりやすいかと思いますが、右隣の白と赤が中心の喫煙制限区域を示すステッカーを制限区域の歩道や公園の区域内に約600枚貼付しております。

また、その一つ下に黄色いポスターがあると思いますが、我々が地上機器広告と呼んでいるもので、令和7年度からすすきの地区でポイ捨て禁止の周知広告を日本語と英語で貼付しております。これは、札幌市立大学の学生にデザインしてもらったものです。

(3) 美化活動支援です。

こちらは、市民や事業者の皆さんによるごみ拾いのボランティア活動を行う場合に清掃用具等の支援を実施するというものです。

(4) その他ですが、例えば、周辺のポイ捨てで困っているという市民や事業者等の皆さんのが希望した場合に、ポスター・ステッカー、のぼり旗等を市から無料で配布して、そちらを啓発に使っていただくというものがあります。

その他、映像配信などで周知啓発を行っております。

次に、2ページ目のポイ捨て等防止条例の概要②ですが、先ほどご説明させていただきました喫煙制限区域がどういったものなのかということと、現状等についてご説明させていただきます。

まず、1の喫煙制限区域とはというところを読み上げますが、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を美化推進重点区域に指定して、その区域内において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として札幌市で指定しております。

注釈が二つございます。

(1) の他人の身体を害するおそれとは何かといいますと、火のついた紙巻きたばこによるやけどの危険性があるとして、今は紙巻きたばこのみを制限しているというのが実情です。

(2) は、美化推進重点区域と喫煙制限区域ということで、こちらはそれぞれ指定しているのですが、アンダーラインの箇所にありますとおり、市民等への分かりやすさを念頭に置いて、両方の区域を一致させている現状にあります。

2に現状の喫煙制限区域を示しておりますが、これだけでは分かりづらいので、3ページの右側にある地図をご覧いただきまして、この中で赤色の点線で囲っているエリアですけれども、北8条から南4条、西1丁目から西4丁目までの長方形のエリアを喫煙制限区域として札幌市が指定している状況です。

2ページ目にお戻りください。

3の喫煙制限区域を指定した際の平成17年当時の考え方について、ざっとご説明させていただきます。

もちろん、指定するに当たっては、各地区の実態調査などを行った上でですが、考え方としては三つございます。

(1) 歩きたばこの危険性を考慮し、子どもを含めた歩行者がある程度の数があることです。
(2) 観光都市札幌にふさわしく、時計台やテレビ塔など、市の顔となる施設があることです。
(3) 市民や観光客が覚えやすい範囲であることとして、先ほどご覧いただいた長方形の区画になっております。

右側の4の現状の課題や問題点に進みます。

まず、課題として、主な苦情を(1)に記載してございます。

四つあります。まず一つ目は、喫煙制限区域、先ほどの赤色の線のところですが、この区域の外に出ると基本的に規制がなくなりますので、例えば、大通公園の西5丁目より西や創成川公園などで路上喫煙をする人が多いという苦情をいただいております。二つ目は、紙巻きたばこのみを過料の対象としていますが、現在では加熱式たばこを吸っている人も多く、煙が気になるというものです。三つ目は、散乱等防止指導員の巡回を増やしてほしいということです。四つ目は、喫煙所の数が不足しており、都心部でたばこを吸える場所がないということです。

これらが主な苦情として挙げられます。

次に、(2)すすきの観光協会からの要望です。これは、課題や問題点ということでは若干ずれがあるかもしれません、以下のような要請が来ております。

令和7年10月10日、すすきの観光協会より札幌市長宛てにすすきの地区への喫煙制限区域拡大に関する要望書の提出がなされております。

概要として、すすきの地区でたばこのポイ捨てが非常に多いということで、これは、すすきの観光協会で、民間の事業者をはじめとした有志によるごみ拾いを定期的に行っているそうで、そのごみ拾いにおいて、たばこのポイ捨てが非常に多いのを確認しているということでした。そして、国道36号線から北側までは喫煙制限区域のため、たばこの吸い殻は目立たないが、南側のすすきの地区は、制限区域ではないので、非常に目につく状況ということです。また、近年オープンしたココノススキノによって人流に変化が生じ、日中でも人通りが増え、中島公園までの道路を歩く観光客が増えているということです。四つ目は、今後、中島公園にMICEができることから、すすきのから中島公園にかけて喫煙制限区域に指定してほしい、指定するべきだということです。

以上の要請をいただいております。

次のページに進みます。

3ページの都心部の喫煙対策の目的と必要性についてです。

今回、検討会において都心部の喫煙対策を検討していただくわけですが、その目的等について事務局でまとめましたので、ご説明させていただきます。

1の喫煙対策の目的として、この喫煙対策を通じて、都心部利用者の満足度の向上、そして、インバウンドをはじめとした観光客の受け入れ環境整備を通じて、観光都市としてふさわしい環境を確保する。また、そのためにも、都心部において、いろいろな価値観のある方がいる中で、たばこを吸う人も、吸わない人も双方にとって快適な環境を享受できるようにするための取組を実施するため、今回の対策を進めていきたいと札幌市は考えております。

2の喫煙対策の必要性についてです。

まず一つ目、ポイ捨て等防止条例に関する苦情件数は、近年、増加傾向です。特に、区域境界での路上喫煙に関する苦情が多い現状にあります。

その下に棒グラフがありますが、近年のポイ捨て防止条例に関する苦情件数の推移を記載しております。左側が平成26年で、それから各年度がございまして、最終的に令和6年度、昨年度までの数値となっておりますが、おおむね右肩上がりの件数上昇をご覧いただけるかと思います。

ちなみに、令和2年度は109件と突出しておりますが、こちらは、新型コロナウイルスの影響によって、例えば、喫煙所が閉鎖されているために公園で喫煙している方が多いというこ

とで、一時的に苦情が増えていたという状況がありました。

必要性の二つ目ですが、条例制定が平成16年ですので、20年以上が経過しております。当時と状況が大きく変わってきております。具体的には、受動喫煙やたばこの煙に対する配慮の要請の観点があります。それから、加熱式たばこの増加、そして、昨今の観光状況によるインバウンドの増加などが挙げられます。

先ほどご覧いただきました右側ですが、3の喫煙制限区域とその周辺の状況です。

区域につきましては、先ほどご説明した範囲になっております。まず、中央部に二つの赤い星があるかと思いますが、これが公衆喫煙所ということで、今、公園に設置されているものになります。西3丁目にあるものが大通公園喫煙所、そして、西5丁目にあるものが西5丁目喫煙所です。西5丁目喫煙所は、公園の所管部署の実証実験という形で設置しております。

この区域の周辺の問題点について、ざっと記載しております。

東側の創成川公園を赤色の点線で囲っておりますが、こちらは、路上喫煙をされる方が比較的多く見られるということで、先ほどの苦情の中にも入っていたという現状です。

また、大通公園の区域の外の西側につきましても、西5丁目につきましては、実証実験の喫煙所があるので、路上喫煙はやや少なくなっているものの、その西側の6丁目、7丁目では依然として路上喫煙をされる方が比較的多く見られるということで、現状の課題感があるということです。

すすきの地区は、青い点線で囲っておりますが、すすきの観光協会さんからの要請があつたということで、その旨を記載しております。

4ページ目に進みます。

都心部の路上喫煙及び散乱物状況調査①です。

これは、今回、喫煙対策の検討を進めていただくに当たって、市として喫煙制限区域内外の状況を調査して、その基礎データをご説明させていただくものになります。

具体的にどんな調査を行ったかというのが1の調査内容という箇所です。

実施日は、今年の10月25日土曜日、そして、10月29日水曜日の2日間です。

ちなみに、これは過去からずっと継続している調査で、令和6年度以前の調査につきましては、休日の1日のみ実施をしております。

二つの調査をしておりまして、路上喫煙の実態調査とポイ捨て散乱物状況調査です。

具体的な調査内容を点線の中に記載しておりますが、午前8時から午後8時までの連続12時間について路上喫煙の調査をするもので、紙巻きたばこ、加熱式たばこを問わず、路上で喫煙している状態の方を路上喫煙している方としてカウントします。

もう一つがポイ捨ての散乱物状況調査は、これも後ほどご説明しますが、各地点における散乱物を採集し、集計するという調査です。こちらも、時間帯は同じく午前8時から午後8時までの12時間で、歩道上もしくは公園区画内に捨てられた散乱物を当日のその時間帯の散乱物として集計を行っております。ただし、午前8時前にも夜に捨てられたものが路上に落ちている場合が多くあるかと思いますので、その場合につきましては、当日分と区別するため、調査開始前に一度採集を行いまして集計の対象とはしない、夜の分はカウントしないということで、日中の12時間の集計を行っております。

調査箇所は、赤線で囲っていますが、制限区域内については5か所、それから、制限区域外の調査地点は7か所で実施しています。具体的な説明は割愛しますが、創成川公園の2か所で⑨、⑩、大通公園の西側も2か所で⑥、⑦、そして、すすきの地区でも2か所で⑪、⑫という場所になります。

5ページに進みます。

こちらは、今ご説明しました状況調査の結果です。

まず、喫煙制限区域の5か所に関する結果です。

左側の1の調査結果をご覧ください。

①札幌駅北口から⑤狸小路2丁目までの数値を記載しております。赤線で囲ってあるものが平成16年です。条例の制定は平成16年ですが、施行は平成17年からですので、条例施行前の数値となっております。

②北洋銀行南口支店前を例としてご覧いただきますと、まず、平成16年の散乱物数は14

4件、路上喫煙者数は119人です。そして、歩行者数というのは歩行者の総数で、たばこを吸っている方と吸っていない方の両方を合わせての12時間の総数が7,302人ということで、この総数と路上喫煙者数を割ったものが路上喫煙者率です。これが1.6%という数値になっております。

例えば、平成16年と、令和4年から令和7年までの数字をご覧いただくと分かりやすいと思うのですが、散乱物数、路上喫煙者数、喫煙率も含めて大幅に減少している状況です。

右側に大まかな傾向をまとめておりますが、条例施行前では、全ての箇所で路上喫煙者数は100人以上、路上喫煙者率は1.0%以上、散乱物数は140個以上となっておりましたが、条例施行後は、路上喫煙者数及び率が約90%減少、散乱物も70%から90%減少しているということで、条例施行に伴いまして喫煙制限区域の指定や巡回による指導啓発などにより、減少に至る大きな効果、抑止力につながっていると市では考えております。

また、ご参考までに、右下に年度別の過料の適用件数も記載しております。赤色のグラフが路上喫煙、青いグラフがポイ捨てに関する過料徴収の件数となっております。過料適用件数は、令和6年度に過去最少となっております。ただし、年度により増減がございまして、一概に違反者数が減少に至っているとまでは言い切れない状況です。

次のページに進みます。

6ページ目は、喫煙制限区域外での状況調査の結果です。

区域外につきましては、今年度から始めましたので、各地区、休日と平日について令和7年度の数値のみになっております。件数としてやや目立つものを赤文字で記載しております。具体的に言いますと、⑥大通公園の西7丁目は喫煙者数が122人、また、⑨創成川公園南1条でも路上喫煙の数が目立っていまして、休日65人、平日117人です。路上喫煙者率に関しては平日では8.6%という大きな数字です。それから、⑩創成川公園南3条は、広場になっているところですが、路上喫煙者数と路上喫煙者率は共に高い数字です。それから、⑪ココノスキノ北側では、喫煙者数もさることながら、散乱物数が平日105件と極めて多い状況になっているという数値でした。

これらをまとめたものを右下に傾向として書いております。

喫煙制限区域外の大まかな傾向ということで、（1）創成川公園と大通公園での喫煙率、特に平日の喫煙率が高くなっているという状況です。

（2）平日の創成川公園（⑨と⑩）、そして、大通公園（⑥と⑦）は、これ以外の詳細なデータによると、共に午前8時台と午後の喫煙者数が多いという傾向がありましたので、ここに記載しております。

（3）散乱物数、ポイ捨ての件数は、先ほど申し上げたココノスキノ北側を除くと、喫煙制限区域外も区域内と同レベルであるということで、ココノスキノの例外はございますが、ポイ捨てについては、条例による一定のマナー啓発効果は若干あると考えているところです。

ご参考までに、右上に2として区域外での喫煙に対する条例の規定を記載しております。

具体的には、条例の中でも、喫煙の制限として努力義務規定がありまして、読み上げは割愛させていただきますが、喫煙制限区域の外におきましても、公共の場所では、路上喫煙を控えるよう、条例により努力義務として規定している、喫煙しないよう努めなければならない規定があるということです。

下に項目が二つありますが、指導員が区域外での路上喫煙を見かけた場合には、声かけは随時行っているのですけれども、過料徴収や指導という強い形でのご説明は難しいという現状にございます。そのため、区域外の喫煙対策の判断につきましては、その施設、土地等の管理者に委ねられているのが現状です。

7ページに進みます。

今回の検討会でご意見をいただきました、先ほどの基礎調査である状況調査も行つたのですが、それと併せて、ポイ捨て等防止条例に関する市民意識調査も行っております。これは、本市の市民の声を聞く課で年に4回実施している市民向けの意識調査でして、その中で、ポイ捨て等防止条例、喫煙環境に関しても対象として調査を行った数値になっております。

具体的にどういう調査かというと、10月3日から19日の17日間で実施し、回答は郵送

とウェブによるもので、調査対象は18歳以上の札幌市民5,000人、対象者の抽出方法は住民基本台帳からの等間隔無作為抽出ということで、回収数は5,000人に対するアンケートで約半数の2,476件の回答をいただいております。

以降、結果について記載しております。

2の調査結果・設問のQ1たばこを吸いますかという基本的な質問ですが、紙巻きたばこを吸うが10.3%、以下、加熱式たばこが6.2%、その他が0.4%ということで、喫煙率は約17%、喫煙者の3分の1が加熱式たばこを吸うということが今回の調査で見えてきました。

Q2からQ5は、条例関連の認知度の調査です。

まず、Q2市内全域でポイ捨てをしてはいけないことを知っているかどうかです。こちらは、喫煙者と非喫煙者の積み上げで内訳を書いているのですが、平成29年にも同様の調査を行っておりまして、そことの比較も記載しております。平成29年の72.6%に対して令和7年度は69.3%で、3.3ポイントの減少です。

そして、右上へ行きまして、Q3喫煙制限区域の公共の場所で吸い殻入れがそばに設置されていないときは喫煙してはいけないことを知っているかどうかですが、平成29年の73.8%に対して令和7年は65%で、8.8ポイントの減少です。

Q4喫煙制限区域を具体的に知っているかどうかについては、率が低くなっていますが、平成29年も22.9%と低い数値だったのですが、令和7年度ではさらに21.7%で、1.2ポイントのダウンという数値でした。

Q5散乱等防止指導員が喫煙制限区域を中心に巡回していることを知っているかについては、平成29年は29.2%、令和7年が20%で、9.2ポイントの減少となっております。

いずれにしても、ポイ捨て禁止、路上喫煙禁止についての認知度は7割前後とある程度高めである一方で、喫煙制限区域の具体的な範囲や指導員の巡回の実態については認知度が低いことが確認できました。

次の8ページ目に進みます。

こちらは、ポイ捨て等防止条例に関する市民意識調査②ということで、続きになりますが、Q6大通駅や札幌駅のかいわいでたばこのにおいや煙が気になることがありますかという質問をしております。こちらの回答の集約は喫煙者と非喫煙者で分けて比率を記載しております。喫煙者(N=419)というのは喫煙すると答えた方の数字で、いわゆる調査の分母になる部分ですが、気になると答えた方が6.2%の一方で、非喫煙者2,024人の中で気になると回答された方が19.1%ですので、右上の吹き出しに記載をしておりますが、都心部の駅周辺でたばこのにおいが気になる人は少なめであるということです。そのほかに、当然と言えば当然ですが、気になる率は非喫煙者の方のほうが高いという数値になっております。

下に進みまして、Q7大通駅や札幌駅の界隈で喫煙所を増やす必要があると思いますかという質問をさせていただきました。こちらも喫煙者と非喫煙者を分けておりまして、増やす必要があると答えた喫煙者が59.7%に対して非喫煙者は14.3%、増やす必要がないと答えた喫煙者が23.6%に対して非喫煙者は55.7%となっております。

それぞれのところに理由を記載しておりますが、それぞれ三つあるのですが、市民意識調査の中でこの問い合わせたときに理由も選択肢として幾つか示している中で、選ばれた順位になっております。

例えば、喫煙者の中で、喫煙所を増やす必要があると答えた方の理由の1位は、喫煙所が不足しているというものでした。一方で、非喫煙者で増やす必要があると答えた方の理由の1位は、分煙を進めるため、進めてほしいと答された方が多かったという実態になっております。同様にそれぞれ比較していただければと思います。

吹き出しの中も分かりやすいと思いますが、喫煙者は喫煙所を増やしてほしいと答えた率が高い一方で、非喫煙者は増やす必要がないと答えた割合が高いということで、これも予想の範囲内かなと考えております。

最後のページに進みます。

9の課題のまとめと論点です。

ここまで、状況や課題感等についてご説明しましたが、現在の都心部の喫煙対策と現状、課題を踏まえながら、それぞれの検討項目を以下に示しております。この論点も考慮しつつ、検討を進めていただきたい、議論やご意見をいただきたい部分として、事務局で一旦記載いたしました。

現状の課題につきましては、これまでご説明したことの集約になりますので、ご説明は省略させていただきます。

中段に行きまして、1の喫煙制限区域の見直しです。

論点（1）は、現状の課題を踏まえながら、区域拡大をする、しないも含めまして、どこまで行っていくべきかということです。

（2）は、たばこの火によるやけどのおそれのみならず、現在は、たばこの煙に対する配慮等も求められているということです。

（3）は、仮に区域を拡大した場合には、拡大した区域に対する巡回の在り方、そして、その体制整備についての検討です。当然、体制を整備するに当たっては費用がかかりますので、具体例として今年度の体制の経費を記載しておりますが、現在の散乱等防止指導員2名プラス警備員の1名体制を1年間維持する経費は1,768万5,000円というコストになっております。

（4）は、区域を拡大しても喫煙者が区域外（境界のきわ）等に移動して喫煙する懸念があるということです。こちらも実際に苦情が来ている中身ですが、その対策として、喫煙所の設置も含めて総合的な対策を併せて検討していく必要があるのではないかと考えております。これは、あくまで設置が前提となっているわけではございません。

さらに、公衆喫煙所について論点を書いております。

（1）は、今、申し上げましたとおり、そもそも必要なのかということです。喫煙所設置というのは、分煙を進める反面、市民の方々に喫煙を促しているように誤解される懸念もあるということです。

（2）は、設置する場合には、どのような場所、機能、構造が効果的かということです。全国にはいろいろな形の公衆喫煙所があると思うのですけれども、仮に設置する場合の在り方もご意見を頂戴できればと考えております。

次に、2の喫煙規制対象（過料）への加熱式たばこの追加です。

（1）は、喫煙者の3分の1以上が加熱式たばこを利用している現状を踏まえまして、過料規制対象に加熱式たばこを追加るべきかというところです。

（2）は、左側の（1）と同じ内容になるのですが、加熱式たばこは、火によるやけどのおそれがないと思いますが、たばこの煙に対する配慮ということで、今求められている現状を記載しております。

3の周知啓発・取締りの方法です。

（1）は、市民、都心部に勤務する方、それから、国内観光客、インバウンドの方などへの啓発のアイデアということで、それぞれ札幌市にいる期間や市政についての知識など、そのレベル感に違いがありますので、対象に応じた効果的な啓発のアイデアなどについてもご意見を賜ることができると考えております。

（2）は、どのレベルまで取締りを行うかです。先ほど、巡回の在り方のところでもお話をあったのですけれども、今、実際に指導員が過料徴収を行っておりますが、歩いてたばこを吸っている方については、見かけたらすぐに過料徴収を取る形ですけれども、例えば、ベンチに座って吸っている方については、一旦、声かけをさせていただいて、それでもやめなかつたときに、場合によっては過料徴収をするというような運用としています。

ですから、必ずしも見かけると一発で過料徴収を行う形ではやっておりませんので、この辺の取締りのレベル感についても改めてご相談をさせていただければと考えております。

長くなりましたが、事務局からの資料説明は以上になります。

○古元座長 大変丁寧なご説明をありがとうございました。

また、環境局の皆様には、大変重要な調査をしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問などを伺いたいと思いますが、論点

がたくさんございますので、一つずつ区切っていきたいと思います。

最後の9ページ目に課題のまとめと論点とありますけれども、この中に三つ掲げられております。一つ目は、喫煙制限区域の見直し、二つ目は、喫煙規制対象への加熱式たばこの追加、三つ目は、周知啓発・取締りの方法ということですが、これを一つずつ取り上げて皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

それではまず、一つ目の喫煙制限区域の見直しにつきまして、皆様からのご意見をいただきたいと思います。

○國枝委員 制限区域を設けてということですが、たばこが害になるということは世の中で当たり前になっていますけれども、たばこを吸う側にしてみたら吸う権利もあるのではないかという意見で、この間で、どこまで制限を設けるかということだと思います。

たばこの害というのは、自分だけの問題ではなくて、周りに与える影響が大きいから規制をしなければいけないということだと思うので、公共の場もそうですし、公園は人が集まって、子どもも妊婦さんもいる、そういう不特定多数の人が集まる場所ですので、本来は全て規制することが当たり前なのではないかと思います。ですから、実際、その自由を訴える人たちとの間でどこまで制限を設けるかということだと思います。

最終的には、例えば大通公園であれば、全ての範囲を制限しなければいけないのではないかと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○戸澤委員 区域の拡大についてですけれども、まずは、喫煙所をきちんとつくるということが大事ではないかと思います。

たばこも嗜好品ですので、全く吸わないようにと強制するものではありませんし、また、資料5の中で、コロナ禍のときに路上喫煙が800件ぐらいだったのが、今は100件以下になっているということで、これは皆さんルールを守って喫煙所で喫煙をされているからではないかと思います。

今は、喫煙所が少ないとあって、禁止のところでも吸わざるを得なくなっている方もいらっしゃるのかなと思いました。認めるわけではないのですけれども、例えば、この資料6の中で、会社などの近くに喫煙所があれば吸えるものが、会社にも近くにも喫煙所がなければ、仕事をして、お昼ご飯を食べた後にまた一服して仕事に戻るというような方々の配慮も必要ではないかと感じております。

そして、喫煙所についてですが、やはり屋根があつて集煙効果の高いきちんとした喫煙所でなければならないと思います。つい立てだけでは、煙はどこにでも行ってしまいますし、マンションなどは、住民がどこで吸っていたたばこのにおいかということは、換気扇でたばこを吸って排気口から出たものとの区別はつかないと思います。

大通公園や創成川などで多いということは、喫煙所が必要とされているということでもあると思いますので、喫煙を促しているように誤解される懸念があるというご心配もあるようですが、たばこを吸う人も、吸わない人も、いい環境でいられるようにということであれば、かえってよくなるということをご説明し、広報していただけたらいいかなと思っています。

喫煙所も、つい立てだけで灰皿が置いてあるというものではなくて、屋根のあるきちんとした喫煙所を必要な場所につくっていくということかと思います。

また、拡大する場所については、今のところはどの程度まで広げたらよいのか分からぬのですけれども、まずはそういうことも必要ではないかと感じております。

○古元座長 ほかの皆様からもぜひ一言ずつご発言をお願いします。

○金澤委員 戸澤委員のおっしゃるとおりかと思っています。

海外旅行をしていても、札幌はこんなに喫煙所が少ないのだと思うぐらい海外のほうが多いのですが、観光都市札幌ということであれば、おもてなしをする側として、ごみ箱の設置と同様に喫煙所も置くべきだと思います。制限区域だから吸わないとか吸うということを喫煙者の方はそんなに認識していないと思いますし、誰かが吸っていたからここで吸ってしまえというほうが多いような気がしているのです。

ただ、お子さんなどの配慮すべき人たちには配慮する必要があると思います。海外だと道路の上にぽんと灰皿が置いてあるだけというケースが多いので、やはり屋根壁がしっかりついた

ものほうがいいと思います。

民間の事業者がすすきのにつくられた喫煙所は、1日の利用者が800人から1,000人だそうです。やはり、喫煙所があればそこで吸おうと喫煙の方も配慮されている時代ですし、我々は子どもの頃からごみを捨ててはいけないと親から習ってきたと思うので、それが当たり前に身について缶もペットボトルも捨てないとなってきた中でのたばこということですから、捨てる場所はちゃんと配慮して、みんなが暮らしやすいまちになればいいのかなと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○錦戸委員 私は、毎朝、南大通をずっと車で通っているのですが、喫煙所にいらっしゃる方がいる一方で、8丁目などの喫煙所がないところでは、皆さんがあちこちに立って吸われています。そういうことであれば、やはり喫煙所は必要かなと思います。

私の町内会にはホテルが四つほどあるのですけれども、時々、町内会としてクリーン作戦をしておりまして、その方々からはたばこのポイ捨てが非常に多いという話を聞きます。それは札幌市民なのか、インバウンドの方なのかは分からぬようですが、ホテルにいらっしゃる方にここは禁煙区域であることをもっとPRしていただけないのでしょうかと申し上げたのです。しかし、今、ホテルでは入るときにいろいろな説明を10分ぐらいするようで、それに禁止区域の話をプラスすると、入ってくるゲストさんがすごく嫌な顔をするので、何か違う方法で皆様に周知することを考えなければいけないと、あるホテルの方がおっしゃっていました。札幌市民もそうですが、インバウンドなどのゲストがそこは禁煙地域であることを知らずに吸ってしまうことが多いとおっしゃっていました。

○古元座長 区域を広げるかどうかということについてはいかがですか。

○錦戸委員 私も戸澤委員と同じで、広げたほうがいいと思います。

○土田委員 区域の拡大につきましては、先ほどご説明があったとおり、非常に効果があったということなので、ある程度拡大することは必要なのだろうと思いました。

また、すすきの観光協会さんからもご要望があったということなので、できれば、すすきの観光協会さん以外の地域を公的に利用するような、まちづくり会社さんや商店街組合さんにもしっかりとヒアリングをしたほうがいいのかなと思いました。

それから、区域拡大をどこまで行うのかということは、非常に難しいと思いました。我々が大通公園で完全禁煙でイベントを開催したときは、樹林帯等で喫煙される方が非常に多かつたので、ここ数年は、市と連携して喫煙する場所を複数箇所設定しましたら、非常に効果が高かったと実感していますので、喫煙場所をある程度設けるという方向はしようがないのかなと思います。

また、都心部ですので、昼夜、また平日と土・日で滞在される人口が相当違うと思います。ですから、難しいかと思いますが、滞在人口をある程度意識すると、どこかに境界線がつくれるのかなと思っていました。

あとは、区域が増えるとコストが増えるのだろうと思ったのですが、冒頭にご説明があったとおり、美化の効果といいますか、劇的にきれいになったということは私も全然知らなかつたのですが、コストをかけても、さらにまちがきれいになって、観光面でも非常によろしいと思うので、ある程度の納得感を得るために、そういう効果をしっかりと市民に発信していくということが必要かと思いました。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○大椋委員 まず、区域の拡大については、國枝委員がおっしゃられたように、公園に関しては、いろいろな方が集まるので、原則、喫煙はやめるべきだと思います。

一方で、区域の拡大は、いたちごっこになりかねないと思っています。喫煙者は、吸ってはいけない範囲が広がってきたら、絶対にその外に出て吸いに行くと思うので、そのあたりは慎重に考えなければいけないと思います。

ただ、それに対して、喫煙所の整備は必要だと思います。ここに、喫煙所を設置することで市民に喫煙を促しているように誤解される懸念があると書かれていますけれども、喫煙所をつくるのは、第三者の健康を害さないということと、まちを汚さないためなのだという啓発をしっかりとしていくことで、このような誤解をされないようにしていけばいいと思いました。

○古元座長　冒頭におっしゃったことは、公園については区域を拡大することでいいというお話をですね。

○大椋委員　はい。

○古元座長　ほかにいかがでしょうか。

○椎野委員　そもそも、札幌市の上位計画であるまちづくり戦略ビジョンの中に重要概念が三つ挙げられていまして、そのうちの一つにウェルネス（健康）というものがありますので、それが上位計画に掲げられている観点から、やはり市民の健康をどう守り、どう増進していくかというところは、今回の検討会の中でも非常に重要な議論だと思いました。

私は公園の計画が専門ですが、二、三年前に大通公園周辺の保育所の調査をしましたら、今は共働きの方が増えていることもあると思いますけれども、大通公園の周辺に保育所がすごく増えているのです。ただ、周りに公園がほとんどないため、大通公園が外遊びや園外での保育活動の場所としてかなり使われている状況があります。7丁目、8丁目辺りに遊具があるので、そこが多いですけれども、1丁目や2丁目の辺りにも保育所が幾つかあって、そこでも利用されている状況です。

そして、今日の資料によると、喫煙制限区域を指定すると喫煙者がかなり減るというデータをお示しいただいた一方で、喫煙制限区域外のところは喫煙者が非常に多いということがデータとして明らかになっています。

そもそも、公園は人が健康になるために利用する場所だと思うのです。レジャーであったり、レクリエーションであったり、ご家族を連れて利用したり、そういう公園の果たす役割や機能を増進する必要があるだろうと思います。その意味では、現在、この地域は1丁目から4丁目までの範囲限定で制限がかかっているわけですが、公園に関しては全面的に禁煙にすることを検討していってもいいと思いました。

昨今、いろいろな自治体で公園を全面的に禁煙にする動きがございまして、横浜市では、今年度の4月から、市内の2,700か所の公園を全て禁煙にしています。条例を改正して、公園での喫煙行為自体を禁止しているのです。ほかにも、東京都内の自治体や神奈川県の自治体など、公園を禁煙にするという動きがかなり活発化していて、事例も増えていますので、札幌市でも条例の改正も含めて考えていただけるとよいと思います。

ただ、札幌市内に2,700か所ほどある都市公園を全部禁煙にすることは現実的ではないと思いますけれども、やはり、中心部の大通公園は限定して基本的に禁煙にするという対応もご検討いただけるとよいと思います。

また、先ほどからご指摘が出ているとおり、イベントのときのコントロールといいますか、喫煙している方を取り締まることは非常に難しいと思います。ただ、条例で禁煙にした自治体でも、イベントのときは事前に申請をすれば喫煙所の設置を認めるという対応をしておりますので、例えばそのようにしていただけすると、市民の皆さんからの理解も得られやすいのではないかと思いました。

いずれにしても、公園の部分だけを禁煙にする対応にすると、もう少し状況が変わってくると思いました。

○古元座長　一巡して皆様にご発言いただきましたが、区域の拡大について、ほかの委員のお話を伺っての追加のコメント、もしくはご質問などがありましたらお願ひします。

○戸澤委員　先ほど、経費のお話がありました。ホテルの宿泊税などをどのように使われるのかということはまだはっきり決まっていないかもしませんが、こういうことに使われるようなことも検討していただいてもいいのかなと思いました。

○古元座長　ご意見として伺いました。

ほかにいかがでしょうか。

○錦戸委員　7のポイ捨て等防止条例に関する市民意識調査①のQ2とQ3で、平成29年と令和7年はそれぞれパーセンテージが低くなっていますね。これは、どうしてこのようになったのか、どのように考えていらっしゃるのかを知りたいです。

○事務局（藤本事業廃棄物課長）　正確なところははつきりしませんが、今、条例施行から20年たっていて、平成29年のアンケート調査は施行から10年ぐらいたったときのものになります。やはり、たばこを吸う人自体が減ってきてているということもあると思いますし、条例

ができた当時は、積極的に周知をしたり、10周年のキャンペーンやPRをしていましたが、そういうものではなく、毎年の定的な周知だけだと十分浸透しなかったという面もあるかと思います。特に、今の若い人たちは条例のことを知らないので、こういう形で数字が減っているのかなと思います。

アンケートの詳細な調査結果がまだ手元に来ていなくて、回答者の年代別の分析をし切れていませんので、後日、分析をした形でお示ししたいと思いますけれども、今の段階ではそのように考えています。

○古元座長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○古元座長 それでは、次のテーマに移りたいと思います。

二つ目の論点の喫煙規制対象に加熱式たばこを追加するか否かにつきまして、ご意見のある委員の方はご発言をお願いいたします。

○國枝委員 加熱式たばこは煙があまり出ないということなので、今までなかなか規制ができなかったと思います。周りの人に対する配慮として、普通の紙巻きたばこに比べると害は少ないということにはなりますけれども、加熱式たばこの中にも発がん性物質等は含まれています。本人への害は間違いないありますし、加熱式たばこから出る物質も外に少しあ出ていて、ゼロではないです。ですから、本人だけの問題ではなくて、これはあくまでも周りの人の健康を害さないようにという規制だと思いますから、本当は規制の対象にしないといけないのではないかと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○金澤委員 加熱式たばこがはやり出したときは、まず、においが少ないと、基本的に水蒸気なので周りの人に迷惑をかけないということで爆発的に広がったのかなと思います。

また、加熱式たばこだけ吸える喫煙所は、普通の喫煙所に比べて明らかに空気がきれいなので、やはりそういうことなのだと認識していました。

これは、煙が駄目だというのが大前提だと思うのですけれども、喫煙自体が駄目なのであれば規制に追加しなければいけないと思います。水蒸気を出している加熱式たばこが駄目なのであれば、ホットコーヒーも、やかんで沸かしたものも、水蒸気ですから、厳密に言うと何が出ているか分からぬということから言えば駄目ということになりますね。それならば、いつも喫煙しないでくださいと言うほうがすがすがしいと思います。

ですから、喫煙という行為が見方にとって不愉快だと言われるのであれば、加熱式たばこの煙の害というのは論拠として弱いと思います。それならば、人を不愉快にしてはいけないということを前面に出されたほうがいいと思います。

○國枝委員 加熱式たばこから出ているのは水蒸気だけではないのです。要するに、エアロゾルになっていて、それを吸っているわけで、その中には水蒸気のほかに発がん性物質もいろいろ含まれています。だから、決して周りの人にとって絶対に安全なものではないと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○大椋委員 金澤委員からもありましたように、その辺で喫煙をしているのは、みっともないというか、見た目はよろしくないと思うのです。それは紙巻きであっても加熱式であっても同じなのではないかと私は思います。

もう一点は、ポイ捨てをさせないという観点です。どうしても吸った後のものを捨ててしまう人も出てくると思いますので、やはり今回は加熱式も規制の対象にするべきではないかと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○椎野委員 私も金澤委員のおっしゃるとおりかと思いました。

やはり、喫煙という行為そのものといいますか、迷惑行為といいますか、見た人があまりよい気持ちがしない行為は公共の空間にあまり好ましくないと思います。

先ほどお話しさせていただいた公園を全面禁煙にしている自治体の条例というのは、たばこを吸うという行為そのものを禁止しているので、たばこを吸っていることを容認しないという考え方で、今後、加熱式たばこも含めていく必要があると思いました。

○土田委員 紙巻きたばこや加熱式たばこで健康の害の程度がいろいろあるとは思うのです

が、やはり市民感覚からいくと同じだと思います。吸わない方にとっては、その違いは全く分からぬと思いますので、ある程度まとめて規制することはやむを得ないと思います。

○戸澤委員 加熱式たばこを吸っている人も、たばこという名前がついていますし、煙のようなものが見えて、紙巻きたばこを吸っているのと同じように見えるから、喫煙者ということになると思います。ただ、今、喫煙所で吸われている方の7割方は加熱式たばこだということを耳にしますが、たばこのように見えるから駄目だというのは、科学的ではないというか、正確ではないと思いました。紙巻きたばこの煙とは全然違うと思うのです。もちろん、発がん性物質がゼロではないですけれども、紙巻きたばこと比べたら、普通の食品で発がん性物質などを取っているのとそんなに変わらない程度だと思うのです。今、加熱式たばこが浸透していて、たばこに対する知識もある中で、見た目が同じですから取締りをするのは難しいと思うのですが、加熱式たばこと紙巻きたばこを同等に扱うということについては、もう少し考慮が必要ではないかと感じております。

○古元座長 錦戸委員はいかがでしょうか。

○錦戸委員 どちらがいいのか、今は何も申し上げられないので、もう少し検討した上でということでおろしいでしょうか。

○古元座長 それでは、二つ目の加熱式たばこの論点について一通りお話を伺いましたが、それを受けての追加のコメントやご質問などはございませんか。

○國枝委員 繰り返しになるかもしれないですが、当然、加熱式たばこのほうが健康の害が少ないのでみんな移行しているわけですけれども、例えば、ニコチンは普通に入っています。

○戸澤委員 普通に入っているのですか。

○國枝委員 結局、ニコチンへの依存があって、加熱式たばこでもニコチンが入るので、たばこを吸っているのと同じような気持ちになって、本人は満足するということです。

○戸澤委員 紙巻きたばこと同じくらいの量が入っているのですか。

○國枝委員 それはあくまでもニコチンの話であって、それ以外の発がん性物質は少なくなっています。そうは言っても、決してゼロではないですし、それ以外の物質に関しても、本人にしてみても害はあるわけです。害がゼロになるわけではないのです。他人に対して副流煙が出るわけではないですから比較的いいのですけれども、本人に対しては害になるので、できれば規制をする方向にしていったほうがいいとは思います。

○戸澤委員 本人の健康のためということでしたら、嗜好品なので、本人が吸う、吸わないをきちんと考えていただいたらいいと思います。

たばこの副流煙で間質性肺炎などになってしまう方が結構いらっしゃいます。本人ではなく、周りの方が副流煙を吸ってしまうことがよくないので、たばこの煙に関しては規制をしてほしいということだと思います。たばこを吸わない人にとっては、本当に嫌なにおいでしかないし、排除したいぐらいのものかもしれませんが、たばこを吸う人も、吸わない人も社会で快適に暮らしていくように、もう少し配慮というか、もっと周知することも必要ではないかと思っております。

○錦戸委員 お2人の意見を聞いて、そうなのだなと思いましたけれども、どちらにしても、たばこという名前がついているのです。加熱式であってもたばこはたばこなのです。

今、日本において加熱式たばこと普通のたばこのシェアはどのようになってきてているのでしょうか。今はこうだけれども、例えば10年後はほとんど加熱式たばこになりそうなのでしたら、加熱式たばこの問題ということで私たちも再検討していかなければいけないと思いました。

○古元座長 加熱式たばこと通常のたばこのシェアの話は、今日の資料にありましたね。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） はい。

資料の7ページのQ1でたばこを吸いますかというアンケートを取っているのですけれども、紙巻きたばこを吸う方が10.3%、加熱式たばこを吸う方が6.2%という回答の結果はあります。ただ、これは全国や北海道といった大きな範囲でのたばこのシェアとは若干違ってくると思いますので、一概にはこれと同じとは言えないと思います。

ただ、率として、このアンケート上は3分の1ぐらいの方が加熱式を吸うということですが、ポイ捨て等防止条例ができた当時に加熱式たばこはありませんでしたので、そこから状況

が変わっているのは間違いないと思います。

今後も加熱式たばこが増えていくかどうかはまだ分からないですけれども、現状としてはこうなっています。

○戸澤委員 この選択は、どちらか一方なのですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 回答はどちらか一つしか選択できない形になっていますが、両方吸われる方もいるかと思います。メインで吸われているほうとご理解いただければいいと思います。

○國枝委員 たばこは非常に害があるということはほとんどの人が知っていると思います。ただ、分かってはいるけれども、やめられないということだと思うのです。その中で、同じような感覚で、なおかつ健康への害が少ないものに徐々に移行していくのだろうと思います。

○古元座長 それでは、次の論点に参りたいと思います。

論点の三つ目は、周知啓発、取締りの方法です。

具体的には、どのような方法で効果的に啓発をするのがよいのか、また、取締りについてどのレベルまで行うのがよいのか、こういった論点をいただいておりますので、ぜひご発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。

○金澤委員 まず、喫煙所を増やしてほしいということが大前提ですけれども、喫煙所の中にはほかでは吸えないですよと書いておけば、吸われる方が見ると思います。吸わない人に見せてもしようがない話ですから、札幌市もLINEなどで出していただいているものに喫煙所マップやアプリなどをつけていただいて、吸える場所で吸ってくださいと伝えると。そうすると、吸えない場所は駄目ですということを吸う人に訴求できるので、それが一番手っ取り早いと思います。

それから、禁煙エリアを拡大していくにつれて、人件費をかけて監視員を増やしてというのは、今の人手不足を考えるとあまり現実的ではないので、その予算をそういう啓蒙に使っていただいたり、喫煙所を増やしていただいて分煙化を進めていただくというのがいいと思います。

すすきのもそうですが、アルコールとたばこはとても仲のいい存在なので、お酒を飲むときだけはたばこを吸うという方も多いですけれども、反面、すすきのの飲食店ビルの中には丸ごと禁煙というところもあるので、そこに連れて行かれてしまった方はどうしようもなくなってしまうのです。

ですから、そういうことにお金を使っていただけだと、吸う人も、吸わない人もという観点ではいいと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○國枝委員 お金がかかる話で、特に、物価も人件費も上がっているので、限られた財源でどうするかということで、年間で約1,700万円ですね。札幌市でどれだけ頑張ってもらえるかということだと思います。

また、6番目に平日と休日のデータがあると思います。これは、場所によって平日が多いところと休日が多いところがあると思うのですけれども、多分、平日に吸う人というのは会社の昼休みに抜け出して吸っている人で、休日は観光客と、そういう違いかなと思います。ですから、特に多い場所、多い時間帯に集中的に人員を使うなど、メリハリをつけることも考えていのではないかと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○錦戸委員 2番のどのレベルまで取締りを行うかについては、取締りをしないようにする社会をつくらなければいけないと思うのです。路上で啓発のシールを貼っていらっしゃるということでしたが、貼るのではなくて、例えば、時計台のところに、ここは禁煙エリアであるということを知らせる置き物といいますか、もうちょっとかっこいいものをつくるほうがいいと思います。取り締まる方が「ここは禁煙です」と言ったところで、知らない人にしたら、それで払わなければいけないのかということでトラブルになると思うので、ここにきちんと書いてありますとか、この通り、このエリアは禁煙ですというのが誰が見ても分かるようなものを設置すると。

それには莫大なお金がかかるかもしれませんけれども、貼るものは何年かすると剥がれてしまったりするので、そこは再検討していただいたほうがいいと思いました。

○戸澤委員 すすきの観光協会の方が必要としているということであれば、どのような状態で、どういうことをしてもらいたいと考えているのか、少しお話を伺いたいと思いました。

○古元座長 ご要望をいただきました。

普及啓発、取締りの内容について、ほかにいかがでしょうか。

○大椋委員 まだ意見がまとまり切っていないのですが、路面ステッカーはすごく有効だと思っています。ただ、先ほどもありましたように、剥げているものが結構あるのです。

また、これは外国語でも書いてあるのでしょうか。

これが貼られているところで外国人がたばこを吸っているのを見かけたことがあって、たまたまそれが外国人だっただけですが、せっかくあるのにもったいないなと思いました。

それから、取締りというところで言うと、去年、タイに行ったのですが、タイは加熱式たばこの持込みだけで罰金が200万円くらいなのです。これを日本や札幌の条例でやるのがいいのかどうか、私の中で結論は出ませんけれども、抑止力にはなるのかなと感じました。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○椎野委員 先ほどお話が出たデータの中で、午前8時と午後の時間帯に喫煙者数が非常に多いということと、戸澤委員がおっしゃっていたように、外から来る方というより、ふだん喫煙されている方は、周辺のビルにお勤めのオフィスワーカーの方が多いということが想像できます。ですから、取締りというより、パトロールというか、声かけのようなものを行うしたら、そういう時間帯を狙うのがいいと思います。

先ほどお話ししたように、保育所の園児が利用するという実態がかなりあるのですが、時間帯が割と限定されていて、朝の10時から11時ぐらいなのです。天候によっては行かないときもありますけれども、午前中の10時以降という時間帯に利用されることが多いので、その時間に特に重点的にとか、現状に合わせて、いきなり厳しい取締りというよりは、協力を求めるというようなスタンスで声かけの機会を少し増やしていくことを考えてもいいのかなと思いました。

○古元座長 土田委員、いかがでしょうか。

○土田委員 ここは非常に難しいと思います。

啓発は、モラルに依存するところがあるので、私もなかなかアイデアが浮かばなかったのですけれども、今、椎野委員がおっしゃったとおり、確かに勤めている方が多いと思いますし、昨今は、健康経営ということで、企業も人を集めるためにいろいろな活動をされています。札幌市環境局もそういった面で市内のいろいろな事業者に働きかけをされていると思いますので、企業ベースで取組を働きかけることは有効かなと、アイデアベースで漠然と思っておりました。

また、観光協会としても、イベントを通じて札幌市環境局と様々な取組をさせていただいています。特に、飲食イベントは、市民が7割、観光客が2割という状況なので、飲食テーブルにおいて、新しく区域が広がりましたよ、新しくこういうところにもちゃんとできましたよと、もし変化があったときには積極的に市民周知ができるのかなと思っておりました。

○戸澤委員 周辺のビルの喫煙所ということですけれども、そのビルを使用する方のために設置している喫煙所であって、ホテルにてもそのホテルを利用する方のために設置している喫煙所ですから、勤めている近くにたばこを吸う場所がないからといって、全く関係のない方が喫煙所のあるビルに行って吸われるというのは困ると感じます。

今、いろいろなビルの建て替えなどをしていますけれども、周りのビルに喫煙所がなければ、近くにどこかあるかなと探しながら吸ったりするということもあるので、そのビルを使用しない方も利用していいですよというのには難しいと思います。

○古元座長 周知啓発、取締りの方法について、追加でご発言はございませんか。

○國枝委員 啓発は大事だと思います。

特に、インバウンドが増えてきている中で、そういう人たちにどう啓発するかということも大事だと思います。日本語が分からぬ人には禁煙のマークで示せばある程度は伝わるかもしれませんが、それを知らない人もたくさんいるので、インバウンドに対しては、宿泊している

ところや、入ってくる空港のところから啓発運動をしていくことが大事ではないかと思います。

○古元座長 それでは、三つの論点につきまして、それぞれ全ての委員からご発言をいただきました。ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、論点1、2、3を問わず、全体を通してご発言がございましたらお願ひします。

錦戸委員は、まちのご意見をいろいろ聞いていらっしゃったのですよね。

○錦戸委員 アンケートの結果ですけれども、例えば、喫煙所の数についてこのままでいいか、増やしたほうがいいかという問い合わせには、私が申し上げたように、喫煙所は増やしたほうがいいという回答が多かったです。

また、知っているか、知らなかつたかということに関しては、町内会の役員のアンケートで、かなり年齢が上の方たちなので、皆さん知っていました。ただ、先ほどご意見があつたように、若い方がどこまで知っていらっしゃるかというところが問題かなと思いました。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○錦戸委員 クレーム、苦情があるというお話がありましたが、具体的にどんな苦情なのかということをお聞きしたいです。

○事務局（石田特定廃棄物係長） 具体的な苦情ですが、2ページの灰色の枠の（1）主な苦情というところをご覧ください。

一つ目は、喫煙制限区域では吸えないことを知っている人が制限区域のきわで吸っているというものです。先ほど、どこで吸っていいのか知っている、知らないにかかわらず、ほかに吸っている人がいたら吸う場合もあると伺いましたが、いずれにせよ、区域外のきわのところで吸っている方が非常に多いという苦情が来ております。

二つ目は、加熱式たばこも、吸っている人が多くて煙が気になるので、対象としてほしいというものです。

三つ目は、こちらとしても、指導員が巡回し、周知啓発や過料徴収を通じたルールの周知に努めているところですけれども、なかなか行き届かないところもあるので、巡回を増やしてほしい、もっとしっかりと取締りをしてほしい、やってくれと強く主張される方もいらっしゃいました。

一方で、喫煙者の方からは、喫煙制限区域がある一方で、吸えるところがないという声があることを四つ目の趣旨に記載しています。

主な苦情はこの四つに集約されてくるかなというところです。

○古元座長 ほかに、全体を通していかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○古元座長 それでは、本日は、各委員から一通りご意見をいただくことができました。本当にありがとうございました。

これらの意見を踏まえまして、喫煙制限区域の拡大案など、事務局におきまして対策の案についておまとめいただき、次回の検討会でお示しいただきたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○古元座長 事務局もよろしいでしょうか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） はい。

○古元座長 それでは、以上で本日の議題は終了となります。

事務局にお戻しいたします。

5. 閉　会

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 委員の皆様、本日は、活発なご意見、ご発言をありがとうございました。

先ほどお話をありましたとおり、本日いただいたご意見を踏まえまして、対策の案をまとめて、次回の検討会で改めてご議論いただきたいと考えております。

次回の検討会ですけれども、来年の1月下旬の開催を予定しております。具体的な日程につきましては、委員の皆様のご都合を踏まえて調整したいと思いますので、後日ご連絡をさせて

いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で、第1回札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以上